

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	被災者生活再建支援システムの導入等について
--------	-----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◇第5条第2項第6号（本人外収集）
- ◇第12条第2項第4号（外部提供）
- ◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発）

【報告】

- ◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：区長室危機管理課危機管理係）

事業の概要

事業名	被災者生活再建支援システムの導入等
担当課	危機管理課
目的	災害の発生時における効率的な建物被害認定調査の実施、当該調査の実施結果に基づく被災者情報の一元管理による迅速な「り災証明」の発行及び「り災証明」に基づく都、区等の長期かつ多岐にわたる各種生活再建支援業務（以下「生活再建支援業務」という。）を公平かつ迅速に実施するため、「被災者生活再建支援システム（東京都版）」（以下「支援システム」という。）を導入する。
対象者	新宿区内在住者
事業内容	<p>支援システムは、京都大学を中心とした官民合同の研究者チームが開発し、東京都が市区町村向けにカスタマイズしたシステムである。</p> <p>支援システムの導入後、災害の発生時における建物被害認定調査から「り災証明」の発行、その後の生活再建支援業務は、次のとおりとなる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建物被害認定調査の実施等 <ul style="list-style-type: none"> 平常時に事務系職員にDVDを利用した事前研修「建物調査員養成トレーニング」を実施し、発災時の調査に必要な人員・人材を養成する。 また、災害の発生時、支援システムによる地図情報付のチャート式調査票を利用した建物被害認定調査を実施する。 当該調査の実施後は、当該調査票を調査票自動データ化システムの専用スキャナにより読み込み、迅速に、支援システム内の「り災証明発給データベース」（建物被害調査結果と住宅地図を結びつけた情報に係るもの）を作成する。 2 「り災証明」の発行等 <ol style="list-style-type: none"> ① 「り災証明」の発行にあたり必要となる固定資産税関連情報については、従来、被災者や被災者から委任を受けた区が、被災後に、都税事務所から証明書により取得していたが、支援システムの導入後は、区が、都との間の協定の締結により年1回提供される「家屋台帳データ」（固定資産税関連情報のうち、「り災証明」の発行の際に必要となる項目のみを抽出したデータ）として取得することになる。 ② 「り災証明」の発行にあたり、被災した家屋の場所（住宅地図）、被災者の住所（住民基本台帳情報）、被災した家屋の所有者（固定資産税関連情報）の3点の位置を支援システム上に表示し、被災者とともに確認することができるようになる。 ③ 「り災証明」の発行時、「り災証明」の被交付者の承諾を書面により得た上で、「り災証明」の発行情報に基づき、支援システム内の「被災者台帳データベース」（被災者と住所、建物被害調査結果を結びつけた情報に係るもの）を作成する。 3 生活再建支援業務への活用 <ul style="list-style-type: none"> 「り災証明」の発行後、上記「被災者台帳データベース」を、生活再建支援業務に活用し、災害の発生後も、長期にわたり、継続的な被災者支援を行う。 <p>【事業の対象規模（想定）】</p> <p>新宿区内のほとんどで震度6強が想定される首都直下地震（東京湾北部地震）の場合、最大約20万件（区内全世帯数）に「り災証明」の発行が必要となる。</p>

件名 被災者生活再建支援システムの導入について

保有課(担当課)	危機管理課
登録業務の名称	被災者生活再建支援システムの導入
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 新宿区内在住者</p> <p>2 記録項目</p> <p>① 住民基本台帳データのうち、次に掲げる情報項目 世帯番号、氏名、通称名、アルファベット氏名、漢字併記氏名、世帯主氏名、現住所、前住所、転出先住所、本籍、性別、生年月日、続柄、在留カード等番号、国籍、在留資格、在留資格期間、在留終了年月日、住民票記載住民年月日</p> <p>② 固定資産税関連情報のうち、次に掲げる項目</p> <p>ア 一般家屋ファイル及び区分所有家屋ファイルに係る情報項目 事務所コード、町名、丁目コード、地番コード、号コード、先コード、一棟コード本棟、一棟コード枝棟、物件番号、物件明細一棟コード本棟、物件明細一棟コード枝棟、主符棟コード、所在番号(街区番号)、所在番号(住居番号)、所在番号(枝番)、建物番号、家屋番号、所有者漢字氏名、所有者漢字都道府県名、所有者漢字区市郡名、所有者漢字住所、所有者漢字片書、所有者共有者数、登記種類用途コード、登記構造コード、登記屋根コード、登記地上階建、登記地下階建、登記居住階(自)、登記居住階(至)、登記床面積</p> <p>イ 共有者ファイル 事務所コード、町名、丁目コード、地番コード、号コード、先コード、一棟コード本棟、一棟コード枝棟、物件番号、共有者番号、共有者漢字氏名、共有者漢字都道府県名、共有者漢字区市郡名、共有者漢字住所、共有者漢字方書き、共有者持分分母、共有者持分分子</p> <p>ウ 登記種類用途コード、登記構造コード、登記屋根コード</p> <p>③ 住家のり災状況(り災家屋等の所在地、り災家屋等の種別、り災の程度)</p> <p>④ 建物被害認定調査の結果内容(住家の被害程度、見取図、現場写真)</p> <p>⑤ 生活再建支援業務の実施状況</p> <p>3 記録するコンピュータ 支援システム</p>
新規開発・追加・変更の理由	災害の発生時における効率的な建物被害認定調査の実施及び当該調査の実施に基づく被災者情報の一元管理による迅速な「り災証明」の発行及び生活再建支援業務の公平かつ迅速な実施のため
新規開発・追加・変更の内容	<p>1 災害の発生時、支援システムにより、地図情報付のチャート式調査票を利用した建物被害認定調査を実施し、調査後は、当該調査票を調査票自動データ化システムの専用スキャナにより読み込み、迅速に「り災証明発給データベース」を作成する。</p> <p>2 「り災証明」の発行等</p> <p>① 「り災証明」の発行にあたり必要となる固定資産税関連情報を、区が、「家屋台帳データ」を利用して取得する。</p> <p>② 「り災証明」の発行にあたり、被災した家屋の場所、被災者の住所及び被災した家屋の所有者の位置を支援システム上に表示し、被災者とともに確認する。</p> <p>⑥ 「り災証明」の発行時、被災者の承諾を書面により得た上で、「り災証明」の発給情報に基づき「被災者台帳データベース」を作成する。</p> <p>3 「り災証明」の発行後、上記「被災者台帳データベース」を生活再建支援業務に活用し、災害の発生後も、長期にわたり、継続的な被災者支援を行う。</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	被災者生活再建支援システムの導入に伴うデータセットアップ及び検証作業には、区職員が立ち会う。
新規開発・追加・変更の時期	平成25年2月機器設置、平成25年3月仮稼働、平成26年3月本格稼働(予定)

件名 被災者生活再建支援システムの導入に伴う固定資産税関連情報の収集について

保有課(担当課)	危機管理課
登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	固定資産税関連情報の収集
収集する個人情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>1 収集の対象者の範囲 新宿区内に固定資産税の課税対象となる家屋を所有する者</p> <p>2 収集する項目 固定資産税関連情報のうち、次に掲げる項目</p> <p>① 一般家屋ファイル及び区分所有家屋ファイルに係る情報項目 事務所コード、町名、丁目コード、地番コード、号コード、先コード、一棟コード本棟、一棟コード枝棟、物件番号、物件明細一棟コード本棟、物件明細一棟コード枝棟、主符棟コード、所在番号(街区番号)、所在番号(住居番号)、所在番号(枝番)、建物番号、家屋番号、所有者漢字氏名、所有者漢字都道府県名、所有者漢字区市郡名、所有者漢字住所、所有者漢字片書、所有者共有者数、登記種類用途コード、登記構造コード、登記屋根コード、登記地上階建、登記地下階建、登記居住階(自)、登記居住階(至)、登記床面積</p> <p>② 共有者ファイル 事務所コード、町名、丁目コード、地番コード、号コード、先コード、一棟コード本棟、一棟コード枝棟、物件番号、共有者番号、共有者漢字氏名、共有者漢字都道府県名、共有者漢字区市郡名、共有者漢字住所、共有者漢字方書き、共有者持分分母、共有者持分分子</p> <p>③ 登記種類用途コード、登記構造コード、登記屋根コード</p>
収集した個人情報項目の記録媒体	電磁的媒体
収集の相手方(どこから収集するのか)	東京都主税局(都税事務所)
収集の目的	上記「収集する項目」のみを抽出した「家屋台帳データ」を、都税事務所から支援システムを通じて取得することにより、「り災証明」の発行を公平かつ迅速に実施するため
本人からの直接収集しない理由等	<p>23 区においては、都税事務所が固定資産税関連業務を所管しているため、23 区に建物を所有する被災者に係る「り災証明」の発行にあたり、都税事務所から証明を取得する必要がある。</p> <p>被災者や被災者から委任を受けた区が、被災後に、都税事務所から固定資産税関連情報を、証明書により取得することなく、区及び都の協定の締結により年1回提供される「家屋台帳データ」として取得することにより、被災者の負担を軽減し、迅速かつ的確に、「り災証明」が発行されることになる。</p>
収集開始時期及び期間	審議会の承認、支援システムの稼働及び都区間の協定締結の後(以降継続)
備考	上記「収集する項目」のみを抽出した「家屋台帳データ」は、「り災証明」の発行に係る模擬訓練を行う場合を除き、災害の発生時のみ取得されるものである。

件名 被災者生活再建支援システムの導入に伴う「被災者台帳データベース」情報の東京都への提供について

保有課(担当課)	危機管理課
登録業務の名称	「被災者台帳データベース」情報の提供
登録業務の目的	下記「被災者台帳データベース」情報のうち、「り災証明」の被交付者に係る情報を、支援システムにより都と共有することにより、被災者が、区の発行する「り災証明」を取得し、都に提出することなく、都と連携して生活再建支援業務を適正に実施するようにするため
外部提供の相手方	東京都総務局(復興本部)
外部提供を行う理由	支援システムにより作成した「被災者台帳データベース」情報を、生活再建支援業務に活用することにより、被災者の負担を軽減した中で、災害の発生後も、都と連携して継続的に被災者支援を行うため
外部提供を行う情報項目	【「被災者台帳データベース」情報のうち、「り災証明」の被交付者に係る情報項目】 住所、氏名(世帯の場合:世帯主の住所、氏名及び世帯構成員)、り災年月日、り災原因、り災家屋等の所在地、り災家屋等の種別(持家、借家等)、り災の程度(全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、無被害)
外部提供を行う際に使用する記録媒体	電磁的媒体
外部提供に当たっての区としての情報保護対策	東京都総務局(復興本部)と締結する協定書の中で、「被災者台帳データベース」情報について、その取扱い方法及び東京都個人情報保護審議会での付議・承認について明記する。
外部提供の相手方としての情報保護対策	東京都個人情報保護条例に基づき、適正に利用する。
外部提供の時期	審議会の承認、支援システムの稼働及び都区間の協定締結の後(以降継続)
緊急時の外部提供における本人通知の状況	*****

件名 被災者生活再建支援システムの導入に伴う運用・保守等委託について

保有課(担当課)	危機管理課
登録業務の名称	被災者生活再建支援システム運用・保守委託
委託先	NTT東日本 ビジネス&オフィス事業推進本部
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>【新宿区内在住者に係る情報項目】</p> <p>1 住民基本台帳データのうち、次に掲げる情報項目 世帯番号、氏名、通称名、アルファベット氏名、漢字併記氏名、世帯主氏名、現住所、前住所、転出先住所、本籍、性別、生年月日、続柄、在留カード等番号、国籍、在留資格、在留資格期間、在留終了年月日、住民票記載住民年月日</p> <p>2 固定資産税関連情報のうち、次に掲げる項目</p> <p>① 一般家屋ファイル及び区分所有家屋ファイルに係る情報項目 事務所コード、町名、丁目コード、地番コード、号コード、先コード、一棟コード本棟、一棟コード枝棟、物件番号、物件明細一棟コード本棟、物件明細一棟コード枝棟、主符棟コード、所在番号(街区番号)、所在番号(住居番号)、所在番号(枝番)、建物番号、家屋番号、所有者漢字氏名、所有者漢字都道府県名、所有者漢字区市郡名、所有者漢字住所、所有者漢字片書、所有者共有者数、登記種類用途コード、登記構造コード、登記屋根コード、登記地上階建、登記地下階建、登記居住階(自)、登記居住階(至)、登記床面積</p> <p>② 共有者ファイル 事務所コード、町名、丁目コード、地番コード、号コード、先コード、一棟コード本棟、一棟コード枝棟、物件番号、共有者番号、共有者漢字氏名、共有者漢字都道府県名、共有者漢字区市郡名、共有者漢字住所、共有者漢字方書き、共有者持分分母、共有者持分分子</p> <p>③ 登記種類用途コード、登記構造コード、登記屋根コード</p> <p>3 住家のり災状況(り災家屋等の所在地、り災家屋等の種別、り災の程度)</p> <p>4 建物被害認定調査の結果内容(住家の被害程度、見取図、現場写真)</p> <p>5 生活再建支援業務の実施状況</p>
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体
委託理由	支援システムは、京都大学を中心とした官民合同の研究者チームが開発し、東京都が市区町村向けにカスタマイズしたシステムである。 当該官民合同の研究者チームのメンバーであるNTT東日本が、パッケージシステムとして販売しており、支援体制が整っている。
委託の内容	<p>1 支援システムの導入、設置及び調整</p> <p>2 支援システム内のハードウェアの調達、設置及びOS(オペレーティングシステム)のインストール及び環境設定</p> <p>3 支援システム内のミドルウェア(データベース、ウィルス対策)の調達、インストール及び環境設定</p> <p>4 支援システムのソフトウェアの調達、インストール及び環境設定</p> <p>5 支援システムの操作、運用及び建物被害認定調査に係る研修の実施</p> <p>6 支援システムの運用及び保守</p>
委託の開始時期及び期限	契約締結の翌日から平成25年3月31日(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。</p> <p>2 住民基本台帳データ、家屋台帳データのセットアップ、バージョンアップ、更新作業には、区職員が立ち会う。</p>
受託事業者に行わせる情報保護対策	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。